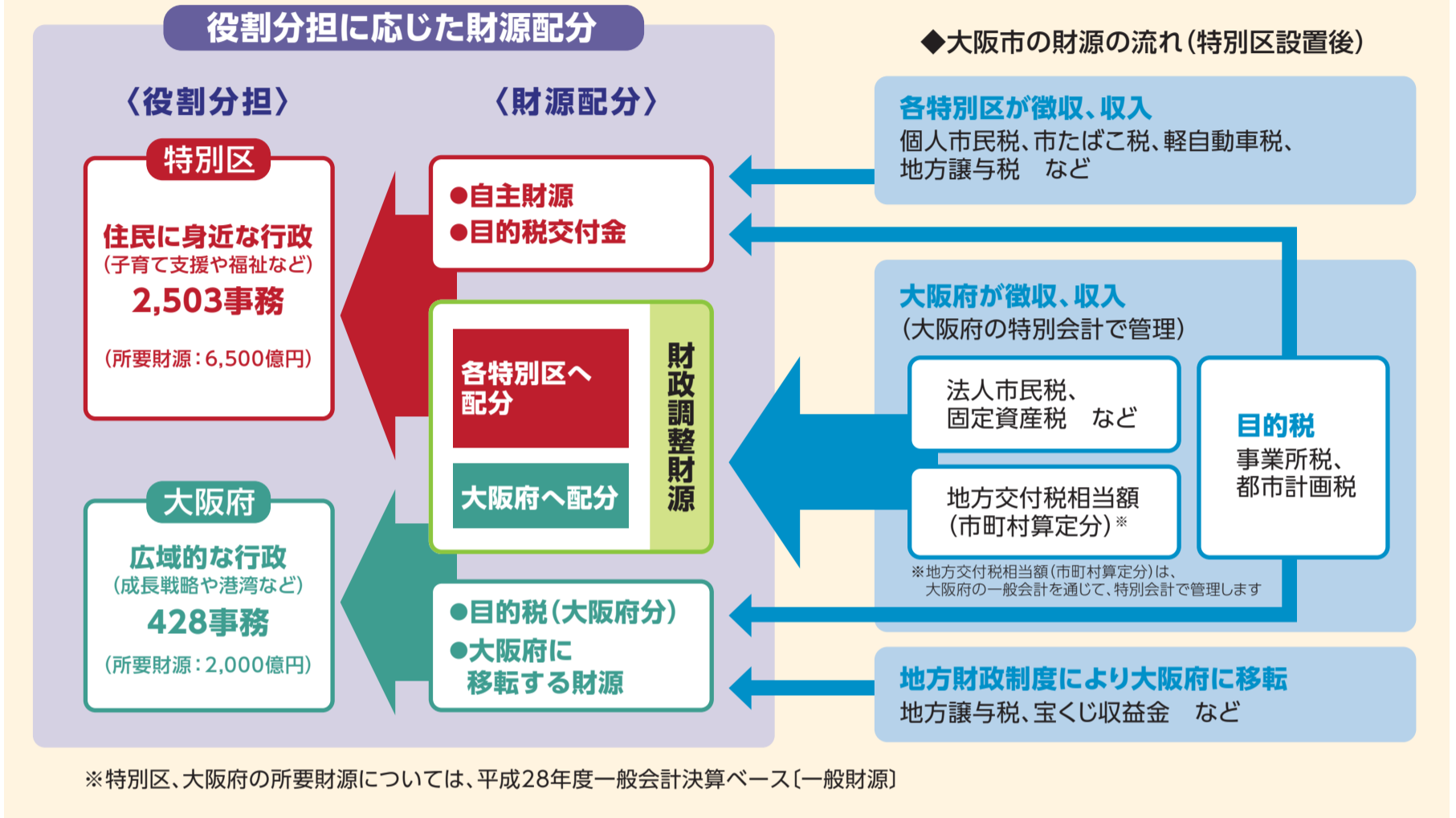


5 財政調整

■基本的な考え方

- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を基本とします。
(大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当します。)
- 特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
- 特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額を勘案した財源(各年度17億円)を特別区に対して配分します。
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう各特別区に財源を配分します。
- 大阪府において特別会計を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保します。

イメージ図



6 財産・債務

■基本的な考え方

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担(案)などを踏まえ、財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
※大阪市が負担することとなっている万博会場建設費のうち、特別区の設置後に生じる額は基金として大阪府へ承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還します。(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。)

住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先		主なもの
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府		府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など

7 組織体制

■基本的な考え方

- 人員マネジメントのもと、特別区と大阪府がそれぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざします。

特別区

近隣中核市*を参考に各特別区の人口規模を考慮したうえで、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を反映し、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な体制

*豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

大阪府

大阪の未来像をめざし、関係機関を巻き込んで強力かつ適切に施策を推進していくための司令塔機能を担う広域自治体として、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を最大限発揮できる体制